

平成18年5月18日

各 位

会 社 名 株式会社AOKIホールディングス
代表者名 代表取締役社長 青木 拓 憲
(コード番号 8214 東証・大証第一部)
問合せ先 専務取締役 中村 憲 侍
(TEL . 045-941-4888)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成18年6月23日開催予定の第30回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、現行定款第2条(目的)に定める事業目的の変更及び追加を行うものであります。
- (2) グループ企業の連携強化によるシナジーの向上と情報の共有化による意思決定の迅速化を図るため、現行定款第3条(本店の所在地)を平成18年11月1日の効力発生時期として、東京都港区に変更するものであります。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)並びに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第20条(取締役会の設置)、第32条(監査役及び監査役会の設置)、第42条(会計監査人の設置)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、第9条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会参考書類の一部につき、会社法施行規則並びに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう、又、コスト削減に資することができるよう、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第28条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会社法第459条第1項及び第460条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、第47条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

このほか、旧商法上の用語を会社法で使用されている用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うとともに規定の新設及び変更に伴う条数の変更など全般に渡って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社 A O K I ホールディングスと称し、英文では AOKI Holdings Inc. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 百貨店業</p> <p>(2) 飲食店、喫茶店、興行場、遊戯場、娯楽施設、スポーツ施設、文化施設、結婚式場、展示場、<u>クアハウス及び駐車場の経営</u></p> <p>(3) 衣裳、装飾、事務用機器、通信機器、音響機器及びスポーツ・娯楽用品等の賃貸業</p> <p>(4) 写真業、理容業、美容業、印刷業、クリーニング業並びに旅行業及びこれの斡旋業</p> <p>(5) 損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務</p> <p>(6) 不動産の売買、賃貸及び仲介</p> <p>(7) 倉庫業</p> <p>(8) 古物の販売業</p> <p>(9) 酒類の輸入及び販売業</p> <p>(10) 金銭の貸付、その賃借の媒介及びその賃借の保証並びにクレジットカード取扱業</p> <p>(11) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>神奈川県横浜市</u>内に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、1 億 3,367 万 9,900 株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社 A O K I ホールディングスと称し、英文では AOKI Holdings Inc. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 百貨店業</p> <p>(2) 飲食店、喫茶店、興行場、遊戯場、娯楽施設、スポーツ施設、文化施設、結婚式場、展示場、<u>美容施設、温浴施設及び駐車場の経営</u></p> <p>(3) 衣裳、装飾、事務用機器、通信機器、音響機器及びスポーツ・娯楽用品等の賃貸業</p> <p>(4) 写真業、理容業、美容業、印刷業、クリーニング業並びに旅行業及びこれの斡旋業</p> <p>(5) 損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務</p> <p>(6) 不動産の売買、賃貸及び仲介</p> <p>(7) 倉庫業</p> <p>(8) 古物の販売業</p> <p>(9) 酒類の輸入及び販売業</p> <p>(10) 金銭の貸付、その賃借の媒介及びその賃借の保証並びにクレジットカード取扱業</p> <p>(11) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により</u>行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1 億 3,367 万 9,900 株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の 不発行)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</p> <p>2 当社は、1 単元未満の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、「株式取扱規則」に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、「株式取扱規則」に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 単元未満株式の売渡しを請求する権利</p> <p>(単元未満株式売渡請求)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、「株式取扱規則」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">(第 12 条に移設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(第 9 条より移設)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要がある場合は取締役会の決議により予め公告して、一定の日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者としてすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会 (株主総会の招集)</p> <p><u>第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるとき又は欠員のときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>3 当社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会 (招 集)</p> <p><u>第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。ただし、法令又はこの定款に別段の定めによるべき場合はこの限りでない。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに、当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、記名捺印又は電子署名するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p>第20条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当会社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(第23条より移設)</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるとき又は欠員のときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>2 <u>前項の招集は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前に、その通知を發して行う。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議) 第21条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会の議事は、<u>その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が、記名捺印又は電子署名するものとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して發する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第27条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事については、<u>法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u> 2 代表取締役のうち1名は、取締役社長とする。 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を置くほか、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p>	<p>(第24条に移設)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程) <u>第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金) <u>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u> 第5章 監査役及び監査役会 (新 設)</p>	<p>(取締役の報酬等) <u>第31条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u> 第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) <u>第32条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>
<p>(監査役のみ数) <u>第25条 当社の監査役は4名以内とする。</u> (監査役の選任) <u>第26条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</u> (新 設)</p>	<p>(監査役のみ数) <u>第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</u> (監査役の選任) <u>第34条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(監査役の任期) <u>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠により選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u> (第31条より移設)</p>	<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) <u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(監査役会の招集) <u>第28条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前に、その通知を発して行う。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(常勤監査役) <u>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) <u>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議) 第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会の議事録) 第30条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、記名捺印又は電子署名するものとする。</p> <p>(常勤監査役) 第31条 監査役の互選により、常勤監査役を置くものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(中間配当) 第34条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p>	<p>(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役が、これに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">(第36条に移設)</p> <p>(監査役会規程) 第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の設置) 第42条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任) 第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期) 第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第47条 当社は、剰余金の配当等会社法 第459条第1項各号に定める事項につ いては、法令に別段の定めのある場合 を除き、株主総会の決議によらず取締 役会の決議により定める。</p>
<p>(利益配当) 第35条 利益配当金は、毎決算期の最終の 株主名簿及び実質株主名簿に記載又は 記録された株主又は登録質権者に配当 する。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第48条 当社の期末配当の基準日は、毎 年3月31日とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9月30日とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余 金の配当をすることができる。</p>
<p>(利益配当金等の除斥期間) 第36条 利益配当金及び中間配当金並び にその他の諸交付金は、当社がその 支払の提供をしてから満3年を経過し ても受領されないときは、当社はそ の支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第49条 配当金が、支払開始の日から満3 年を経過しても受領されないときは、 当社はその支払の義務を免れる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 未払の配当金には、利息をつけない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附 則) 第1条 第3条の変更は、平成18年11月1 日を効力発生日とする。なお、本附則 第1条は効力発生後これを削除する。</p>

以上